

大樹町地場産業振興奨励事業補助金交付要綱

平成23年9月7日訓令第15号
改正 平成26年3月4日訓令第2号
平成27年6月25日告示第52号
平成29年3月27日告示第20号

(目的)

第1条 この要綱は、大樹町の地場産業の育成強化を図り、地域活性化の推進を図るために行われる事業に対する補助金の交付について、大樹町補助金等交付要綱（平成15年大樹町訓令第15号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、大樹町に事業所の所在地を有する法人、団体又は個人で、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 大樹町で農林水産業又は商工業の事業を行っている者又は新規に行う者
- (2) 事業の立案及び実施並びに会計処理を的確に行うことができる者
- (3) 市町村税及び市町村に対する債務を完納している者
- (4) 大樹町内に居住する者又は事業開始後、一定期間内に居住すると見込まれる者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の一に該当する場合で、補助金の交付によって特に顕著な成果を挙げ得ると認められるものとする。

- (1) 農林水産業の振興に関する事業
- (2) 商工業の振興に関する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、特定の財源を除いた自己負担にかかる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

経費区分	補助率	限度額	備考
施設・設備整備費	補助対象経費の1/2以内	100万円 (下限10万円)	同一補助対象者1回に限り補助する。
事業運営費		50万円	同一補助対象者に3回まで補助できるものとし、各年度1回の補助とする。なお、継続して事業を実施する場合は、原則、連続する3年間を補助対象とするものとし、最大5年間まで事業実施期間を延長できるものとする。

(事前審査要望書の提出)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う

前に大樹町地場産業振興奨励事業補助金申請事前審査要望書（以下「要望書」という。）
（様式第1号）を企画商工課長に提出しなければならない。

（事前審査の添付書類）

第7条 前条に規定する要望書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 当該年度事業計画書（様式第2号）
- （2） 当該年度収支予算書（様式第3号）
- （3） 前年度収支決算書（様式第4号）
- （4） その他町長が必要と認める書類

（事前審査）

第8条 企画商工課長は、前条に規定する添付書類を審査し、その内容が適正か否かを判断する。

2 企画商工課長は、適正か否かの判断をしたときは、審査した書類を次条に規定する大樹町地場産業振興奨励事業審査会に提出するものとする。

（大樹町地場産業奨励事業審査会）

第9条 大樹町地場産業振興奨励事業の適正かつ円滑な実施を図るため、副町長、総務課長、企画商工課長、農林水産課長、財政係長及びその他事業内容に識見を有するものとして町長が必要と認めた職員で組織する大樹町地場産業振興奨励事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は必要に応じて、関係団体の意見又は審査会への出席を求めることができる。

3 審査会は補助金の適否について審議し、審議結果を町長に報告するものとする。

（採択等の決定通知）

第10条 町長は、前条第3項の報告を受けたときは、審議結果を基に採択又は不採択の決定を行い、申請者に通知する。

（補助金の交付申請）

第11条 前条の規定により、内示の通知を受けた申請者は、交付要綱第3条に規定する補助金等交付申請書を町長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第12条 町長は、補助金の交付申請があったときは、速やかに補助金の交付を決定し、交付要綱第6条に規定により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際し、申請者に条件を付すことができる。

（事業着手）

第13条 申請者の事業着手については、前条第1項に定める交付決定の通知があった後とする。ただし、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合は、第10条に定める内示をもって事業に着手できるものとする。

2 前項に定める交付決定前の事業着手にあっては、あらかじめ理由を明記した事業指令前着手届（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、第16条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、町長は補助対象事業の遂行上必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 前項の概算払に関する手続等は、交付要綱第9条第2項及び第3項の定めるところによる。

（実績報告）

第15条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに交付要綱第14条に規定する補助

事業等実績報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 大樹町地場産業振興奨励事業成果書（様式第6号）
- (2) 事業収支決算書（様式第7号）
- (3) その他町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第16条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し、交付要綱第15条の規定により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金等の決定の取消し）

第17条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定した補助金の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を事業目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の受領年度から5年以内に補助対象事業を中止したとき。
- (4) その他不正があったとき。

2 前項第3号における補助対象事業については、事業運営費を除くものとする。

（補助金の返還）

第18条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還する補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 1年以内 補助金の全額
- (2) 1年を超え2年以内 補助金の10分の8に相当する額
- (3) 2年を超え3年以内 補助金の10分の6に相当する額
- (4) 3年を超え4年以内 補助金の10分の4に相当する額
- (5) 4年を超え5年以内 補助金の10分の2に相当する額

3 第1項の規定に基づき補助金を返還した場合においては、大樹町地場産業振興奨励事業補助金により取得した資産等の処分の制限に関する要綱（平成23年訓令第16号）第2条に定める取得した資産等の処分に関する制限の対象外とする。

（帳簿及び書類の整備）

第19条 補助金の交付を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を整え、これらを5年間保存するものとする。

（事業完了後の状況確認）

第20条 施設・設備整備費を利用した補助事業者にあつては、補助金の交付があつた年度の翌年度から5年間、導入施設・設備等の状況報告書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に定める状況報告書の提出があつたときは、必要に応じて現地調査を行うことができるものとし、補助事業者はこの現地調査に協力するものとする。

（補助の調整）

第21条 この要綱に定める補助金は、町が実施するその他の補助制度等とは、重複して適用し

ない。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成26年3月4日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月25日告示第52号)

この告示は、平成27年6月25日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、改正前の告示により継続して実施する事業運営費に対する補助については、従前の例によるものとする。